教育・保育施設等の整備・認可・確認の手続き　フローチャート（新規）

整備をする施設等の種別は？

保育所・認定こども園

認可の申請先
滋賀県

整備事業補助金の申請先
近江八幡市

補助金の申請方法
【市要綱】保育所等整備運営補助金交付要綱に基づく手続き

運営基準の確認の申請先
近江八幡市

給付費を受け取る為に必要な申請です。

確認の基準は？
【市条例】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

確認の申請方法
【市規則】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する規則に基づく手続き

業務管理体制の整備（法令遵守責任者等の届出）

提出先
・施設等が近江八幡市にのみ所在する場合→近江八幡市
　※【市規則・様式第9号】業務管理体制の整備に関する届出書
・施設等が滋賀県内の複数の市町に所在する場合→滋賀県
・施設等が複数の都道府県に所在する場合→国

地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）

認可の申請先
近江八幡市

認可の基準は？
【市条例】家庭的保育偉業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

認可の申請方法
【市規則】家庭的保育事業者等の認可等に関する規則に基づく手続き

毎年、翌年6月末までに提出するもの
【市規則・様式第4号】現況報告書

整備事業補助金の申請先
近江八幡市

補助金の申請方法
【市要綱】
①小規模保育改修等支援事業補助金交付要綱
②家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱
に基づく手続き